建設安全DVD VIDEOビデオシリーズ

化学物質 最新作 DVD

日頃から作業上、化学物質を取り扱っておられる作業員のばく露を防ぐのにどうすればよいか、どのような対策をすればよいのか！
又、今回事業者は、化学物質管理者及び保護具着用管理責任者を選任することが義務づけられました。
当作品は、建設業に関わる職種の内**塗装**・**左官**・**防水**の職種をモデルとして進め方を紹介しています。
他の職種の方は自社の職種におきかえて下さい。
雇い入れ時教育で、化学物質教育が義務化された等詳しく説いています。

2024年4月1日施行の

化学物質規制 新たにココがふえる

― 事業者がやるべき義務とは ―

（VK187）27分　定価47,300円（税込）本体43,000円

製作指導　化学物質ビデオ教材製作委員会
製作著作　建 設 安 全 研 究 会

- 化学物質とは何か
- 化学物質を使用する主な工事
- 化学物質管理者の選任の義務（2024年4月1日施行）
- 保護具着用管理責任者選任の義務（2024年4月1日施行）
- リスクアセスメント対象物に関する事業者選任の義務

他

主な内容は裏面です

㈱オプチカル　販売課 教育映像係
〒761-0113
香川県高松市屋島西町2484-8
TEL 087-841-1100　FAX 087-841-1101

2024年４月１日施行の

化学物質規制 新たにココがふえる

ー 事業者がやるべき義務とは ー

・化学物質とは何か？
・建設業で使用する化学物質
　・気体・液体・粉体・ミスト
・化学物質を使用する主な工事
　・杭工事・土工事・鉄筋鉄骨工事・型枠工事
　・左官・塗装・防水
・安衛法の一部を改正する新たな化学物質規制
　・ラベル表示・SDS等による通知義務対象物質の追加
・化学物質管理者の選任の義務（2024年４月１日施行）
　・選任要件・職務内容・リスクアセスメント表の作成　など
・保護具着用管理責任者の選任の義務（2024年４月１日施行）
　・職務内容：有効な保護具の使用を指導する
・リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務
　・作業員に対するばく露を最小限にする
・塗装業の場合の具体例を見る
　厚労大臣が定める濃度基準値以下とする（2024年４月１日施行）
　ばく露の状況を作業員から聴いて、記録に残す
・皮フ等障害化学物質へ直接接触の防止
　・作業員は、保護メガネ・不浸透性の保護衣・保護手袋を使用する
　・GHSラベル・SDSの表示記載があるとき、適切な保護具を使用する
・衛生委員会の付議事項の追加（2024年４月１日施行）
・監督官の指示があれば１ヶ月以内に改善措置する（2024年４月１日施行）
・健康診断の実施記録作成の義務
・雇入れ時教育で化学物質の教育をする（2024年４月１日施行）
・化学物質の別容器で保管する措置

建設安全ビデオ申込書

お申し込みはご記入の上FAXでお願い致します

作品は全てDVDです

最新作	2024年４月１日施行の 化学物質規制 新たにココがふえる ー 事業者がやるべき義務とは ー	購入	本	貴社名 所属 部署　ご氏名 所在地 〒 TEL　FAX

お問合わせ
お申し込みは

㈱オプチカル 販売課 教育映像係
〒761-0113
香川県高松市屋島西町2484-8
TEL 087-841-1100　FAX 087-841-1101